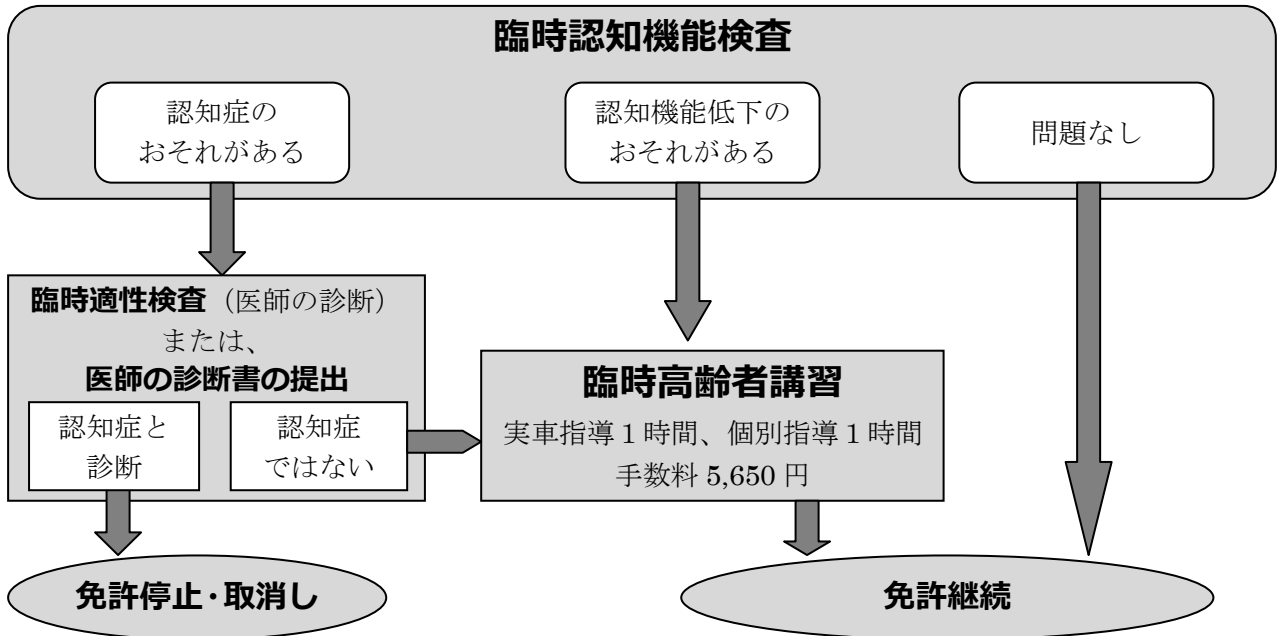


平成29年3月12日 改正道路交通法施行

75歳以上の高齢者に対し、臨時認知機能検査と臨時高齢者講習

臨時認知機能検査

75歳以上の運転者が、認知機能が低下した場合に行われやすい**特定の違反行為**（信号無視・通行区分違反・徐行義務違反・通行禁止等違反・横断等禁止違反・合図不履行・安全運転義務違反・一時不停止・左折又は右折違反等）を**すると「臨時認知機能検査」を受けなければなりません。**



- ① 臨時認知機能検査で「認知症のおそれがある」と判断された方は、「臨時適性検査」（医師の診断）を受け、又は、命令に従い主治医等の診断書の提出をしなければなりません。
- ② 臨時認知機能検査や臨時高齢者講習を受けなかった場合は、免許取消しや免許停止になります。

75歳以上が運転免許証を更新するとき

75歳未満の方や、認知機能検査で認知機能の低下のおそれがないと判定された方に対しては「**2時間**」に短縮されます。

